

資料 1

第 2 回障害者差別解消支援地域協議会
令和 5 年 2 月 13 日 (月)

令和 4 年 12 月 13 日

佐倉市内商工業者のみなさま

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

障害者差別解消に係るアンケート調査の実施について(協力依頼)

日頃より、当市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

当市では、障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を共有すること等を目的として、「佐倉市障害者差別解消支援地域協議会」を設置しております。

今般、障害者差別解消法の周知とともに、障害がある方への相談対応の状況や相談内容等の情報を収集し、今後の協議会の取組の検討資料とすることを目的として、下記のとおりアンケート調査を実施することといたしました。

お手数ではございますが、別紙アンケート調査にご協力お願い申し上げます。

記

1. 調査内容 ・障害者からの相談窓口の設置状況
・障害者からの相談事例とその対応 等
2. 調査方法 郵送提出 または WEB 回答(ちば電子申請サービス)
3. 提出期限 令和 5 年 1 月 27 日(金)

(お問い合わせ・提出先)

〒285-8501

佐倉市海隣寺町 97 番地 佐倉市役所 障害福祉課
障害者差別解消支援地域協議会 事務局

(担当) 土屋、東城

電話:043-484-4164 FAX:043-484-1742

shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

障害者差別解消に係るアンケート調査のお願い

令和4年12月

佐倉市役所 障害福祉課

【目的】本アンケートは、事業者の皆様の障害がある方への相談対応等の状況の情報収集及び障害者差別解消法を周知することを目的に実施するものです。

(※本アンケート巻末に添付した障害者差別解消法の概要もご一読ください)



【回答方法】 ①記入の上、同封の返信用封筒により本アンケートを郵送
(①または②) ②ちば電子申請サービスで Web 回答

【提出期限】 令和5年1月27日(金)

(※通信料は回答者の負担です)

①従業員は何名ですか？

- 1～5名 6～10名 11～20名 21～30名
 31～50名 51名以上

②どのような業種ですか？

- 卸、小売業 運輸、郵便 不動産、物品賃貸 情報通信
 宿泊、飲食 生活関連 教育、学習支援 医療、福祉
 娯楽 金融 その他 ()

③「障害者差別解消法」を知っていますか？ <1つに☑>

- 法律の内容も含めて知っている 法律の内容を少し知っている
 法律の名前は聞いたことがあるが、内容はわからない
 法律の名前も聞いたことが無く、内容もわからない

④障害者からの相談窓口を設置していますか？ <1つに☑>

※障害者に特化した専門の相談窓口である必要はありません。(例) お客さま相談窓口、ご意見箱

※個人事業主は、相談窓口というかたちで設置していなくても、顧客等から相談があった際に対応している場合は、

「 設置済」としてください。

- 設置済 (→⑤へ) 未設置 (→⑦へ)

⑤相談窓口の対応方法は？ <該当するものすべてに☑>

- 対面 電話 FAX 電子メール その他 ()

⑥相談窓口の名称はありますか？ <1つに☑>

- あり（名称： _____ ） （→⑧へ）
 なし （→⑧へ）

⑦（④で「未設置」と回答した方）相談窓口を設置する予定はありますか？ <1つに○>

- 予定あり 予定なし 未定

⑧過去1年間に寄せられた相談は約何件ですか？（相談にはご意見、苦情等を含みます）

（約 _____ 件）

⑨過去1年間に寄せられた相談⑧のうち、障害（身体、知的、精神、難病、その他の心身の機能の障害）が関係するものは約何件ですか？

（約 _____ 件）（→0件の場合は⑩へ）

⑩障害が関係する相談内容は、どのようなものが多いですか？ <複数選択可、自由記載>

- 場所や表示がわからない、点字ブロックがない
 呼びかけがわからない、電話で問い合わせできない
 車椅子での移動について、荷物が持てない
 説明が理解できない、順番待ちが難しい、利用したいが不安が大きい
 その他（※自由記載）

⑪これまでに障害者からの相談を受けて、改善したことはありますか？ <自由記載>

⑫障害者からの相談を受けたが、現在においても対応が困難なことはありますか？ <自由記載>

⑬障害者差別解消法や障害者対応に係る従業員向けの研修を行っていますか？ <1つに☑>

実施している（内容： ） 実施していない

⑭障害者対応や障害特性の理解促進等に係るマニュアルを作成していますか。 <1つに☑>

作成済 未作成

⑮障害者差別解消法の改正により、今後、事業者の「合理的配慮の提供」（4頁参照）が義務化されます。いま、いちばん知りたいことは何ですか？ <複数選択可、自由記載>

- 障害者差別解消法の内容を詳しく知りたい
- 義務化される「合理的配慮の提供」について、具体例を含めて詳しく知りたい
- 今後、事業者が行わなければならないことを知りたい
- 現時点で知りたいことは、特にない
- その他（※自由記載）

⑯障害者や障害等に関して、知りたいことはありますか。 <自由記載>

ご回答ありがとうございました 1月27日（金）までに提出いただくと助かります

【提出先】

佐倉市役所 福祉部 障害福祉課 施策推進班（担当）土屋、東城

☎ 043-484-4164 FAX 043-484-1742

shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

- データにより提出される場合は、Word ファイルをお送りいたしますので、メールの件名を「アンケート書式希望(障害者差別解消)」として、
①事業所名②ご担当者③電話番号を送信してください。

【事業者のみなさまへのお知らせ】

～障害者差別解消法の概要～

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いを禁止」し、「合理的配慮の提供」やその他環境の整備を行うこと等により、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

不当な差別的取扱いの禁止

企業や店舗などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しています。

※不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。

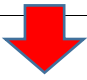
合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

※合理的配慮の提供例

- ・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを設置する、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行うこと。
- ・ 店内の単独移動や商品の場所の特定が困難な障害者に対し、店内移動と買物の支援を行うこと。

●障害者差別解消法の改正により、事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
現行	してはいけない(義務)	するように努力(努力義務)
法改正後 (遅くとも R6 年中に施行)	してはいけない(義務)	 しなければならない(義務)

(※) 商業やその他の事業を行う企業や団体、店舗のこと
(営利・非営利、個人・法人を問わず、ボランティア活動をするグループも含まれる)

●今後、事業者求められる対応

- ・ 差別の禁止に関する具体的取組を行う
- ・ 相談窓口の整備
- ・ 障害者差別解消や顧客対応等に関する研修の実施
- ・ 障害を理由とする差別解消に関する、対応マニュアルの整備

※詳細は、市ホームページへ



ちば電子申請サービス【佐倉市】

様式管理

プレビュー 【回答のおねがい】 障害者差別解消に係るアンケート

【回答のおねがい】 障害者差別解消に係るアンケート

従業員は何名ですか？を選択してください。 **必須**

- 1～5名
- 6～10名
- 11～20名
- 21名～30名
- 31～50名
- 51名以上

選択解除

どのような業種ですか？を選択してください。 **必須**

- 卸、小売業
- 運輸、郵便
- 不動産、物品賃借
- 情報通信
- 宿泊、飲食
- 生活関連
- 教育、学習支援
- 医療、福祉
- 娯楽
- 金融
- その他（業種名を記入してください）

選択解除

「障害者差別解消法」を知っていますか？ **必須**

- 法律の内容を含めて知っている
- 法律の内容を少し知っている
- 法律の名前は聞いたことがあるが、内容はわからない
- 法律の名前も聞いたことが無く、内容もわからない

選択解除

障害者からの相談窓口を設置していますか？ 必須

※障害者に特化した専門の相談窓口である必要はありません。

(例) お客さま相談窓口、ご意見箱

※個人事業主は、相談窓口を設置していなくても、顧客等から相談があった際に対応している場合は、「設置済」と回答してください。

設置済

未設置

選択解除

相談窓口の対応方法は何ですか？ 選択肢の結果によって入力条件が変わります

該当するものすべてを選んでください

対面

電話

FAX

電子メール

その他

相談窓口の名称はありますか？ 選択肢の結果によって入力条件が変わります

あり（※ある場合は、次に名称を記入してください）

なし

選択解除

(相談窓口未設置の場合に限り回答) 相談窓口を設置する予定はありますか？

選択肢の結果によって入力条件が変わります

予定あり

予定なし

未定

選択解除

過去1年間に寄せられた相談は、約何件ですか？

相談には、ご意見や苦情等を含みます。

約 件

過去1年間に寄せられた相談のうち、障害が関係するものは約何件ですか？

障害とは、身体、知的、精神、難病、その他の心身の機能の障害等を指します。

約 件

（障害が関係する相談がある場合に回答）障害が関係する相談内容は、どのようなものが多いですか？

複数選択可、自由記載

- 場所や表示がわからない、点字ブロックがない
- 呼びかけがわからない、電話で問い合わせできない
- 車椅子での移動について、荷物が持てない
- 説明が理解できない、順番待ちが難しい、利用したいが不安が大きい
- その他（※自由記載）

これまでに障害者からの相談を受けて、改善したことはありますか？

自由記載

入力文字数： 0 / 400

障害者からの相談を受けたが、現在においても対応が困難なことはありますか？

自由記載

入力文字数： 0 / 400

障害者差別解消法や障害者対応に係る従業員向けの研修を行っていますか？ 必須

実施している（※実施内容について記載してください）

実施していない

選択解除

障害者対応や障害特性の理解促進等に係るマニュアルを作成していますか？ 必須

作成済

未作成

選択解除

**今後、事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されます。いま一番知りたいことは何ですか？
（複数選択可）**

障害者差別解消法の改正により、遅くとも令和6年中に事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されます。

- 障害者差別解消法の内容を詳しく知りたい
- 義務化される「合理的配慮の提供」について具体例を含めて詳しく知りたい
- 今後、事業者が行わなければならないことを知りたい
- 現時点で知りたいことは、特にない
- その他（※自由記載）

障害者や障害等に関して、知りたいことはありますか？

自由記載

入力文字数： 0 / 400

【アンケート以外の質問】 今後、障害者差別解消に関する市役所からの情報提供を希望しますか？を選択してください。

※希望された場合は、市役所障害福祉課から、障害者差別解消に関する情報提供をいたします。（不定期）

希望する（※次にメールアドレスを入力してください）

希望しない

選択解除

閉じる